

海岸利用の仕組みと手続き

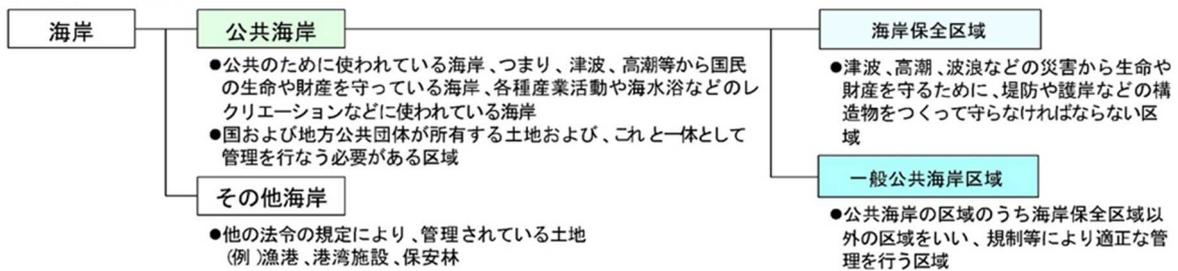
1. 海岸利用にあたって知っておきたい法律(海岸法)

海岸利用は海岸法を遵守することが前提となることを海岸利用者に分かりやすく伝えることが大切です。この海岸法は、津波、高潮、波浪や海岸の浸食や地盤の変動などの被害から海岸を守るとともに、海岸環境の整備と保全、人々が海岸の適正な利用を図ることにより、国土の保全を図ることを目的に制定されています。

1.1 海岸法の適用範囲

海岸の区分

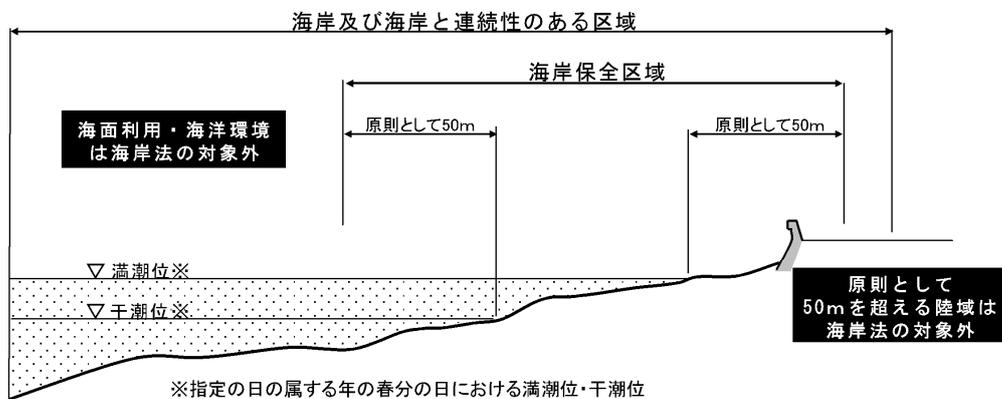
海岸法における海岸の区分には、4つの区分があります。まず「公共海岸」と「その他海岸」の大きな区分があります。さらに「公共海岸」は、「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」の2つに区分されています。



海岸法の適用範囲

海岸法の適用範囲は、以下の図表の通りです。

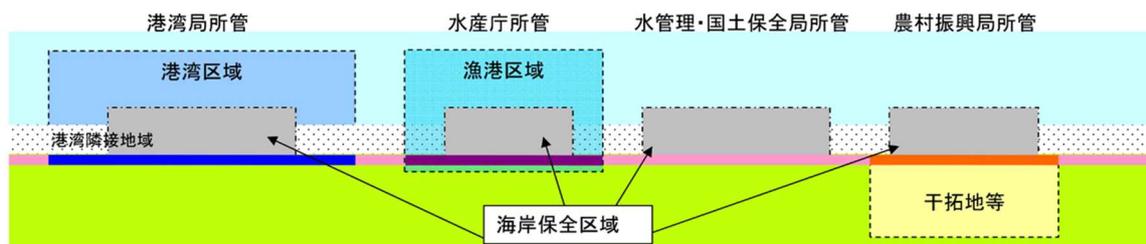
海岸法の適用範囲



1.2 海岸管理者

海岸関係省庁の所管

海岸法による海岸保全区域は、周辺の地域特性によって、所管する省庁が異なります。関係省庁が分担して所管しています。



※ 海岸保全区域以外は一般公共海岸区域



海岸に隣接する農地



漁業を支える漁港



砂浜海岸



国際・国内物流を支える港湾

出典：第1回 海岸管理のあり方検討委員会資料

海岸管理者

・公共海岸（海岸保全区域及び一般公共海岸区域）の海岸管理者は、当該海岸のある地域を統括する都道府県知事になることが基本です。

⇒実務的には、土木事務所等

・特に市町村長が管理することが適当であると認められる公共海岸で都道府県知事が指定したもののについては、当該海岸のある市町村の長が海岸管理者になることがあります。

⇒実務的には、市役所や町村役場

・また、前述の規定にかかわらず、海岸と港湾区域や漁港区域等が重複しているときは、その重複する部分については、当該港湾区域や漁港等の管理者である地方公共団体の長が海岸管理者となります。

⇒実務的には、港湾事務所や漁港事務所等

1.3 海岸の占用及び制限行為に関する規定

海岸法の規定

海岸法では、以下の行為について許可等の規定があります。

①海岸の占用許可（法第7条、37条の四）

公共海岸内に施設、又は工作物を設置して占用するためには許可が必要です。

②海岸における行為の制限1（法第8条、37条の五）

公共海岸内において、土石の採取、及び土地の掘削、盛土、切土等の行為をする場合、並びに施設等を新設、改築する場合には許可が必要です。

許可行為等の対象となる具体のエリアや区域については以下の表の通りです。

占用等許可の例	海岸線の種類		
	海岸保全区域 (港湾区域・漁港区域含む)	一般公共海岸区域	その他の海岸
水域	▶水面/海底の占用許可 →国有財産法による制限（許可は都道府県知事等） ▶工作物設置等の行為許可 →海岸法による制限（許可は都道府県知事等）※1	▶水面/海底の占用許可 →国有財産法による制限（許可は都道府県知事等） ▶工作物設置等の行為許可 →なし	
	▶水面の埋立等の許可 →自然公園法等による制限		
陸域	▶土地の占用許可（民地を除く） →海岸法による制限（許可は都道府県知事等） ▶工作物設置等の行為許可 →海岸法による制限（許可は都道府県知事等）※1	▶土地の占用許可 →海岸法による制限（許可は都道府県知事等） ▶工作物設置等の行為許可 →海岸法による制限（許可は都道府県知事等）※2	▶土地の占用許可 →なし ▶工作物設置等の行為許可 →なし（民民契約等による）
	▶工作物（住宅、道路等）の新築、改築、増築の許可 →自然公園法等による制限		
	▶土地形質の変更等の許可 →自然公園法等による制限		
	▶用途制限等 →都市計画法、建築基準法、都市公園法等による制限		

※1 港湾区域は港湾法による許可（海岸法不要）、漁港区域は漁港法による許可+海岸法による許可が必要となる

※2 陸域に恒久的な施設を設置しても海岸の保全に支障を生じない場合には、公共用財産の用途廃止を行い土地を払い下げることも可能

（出典）ビーチの観光資源としての活性化に向けたナレッジ集、平成31年3月国土交通省 観光庁観光資源課

また、海岸法では、以下の行為について禁止されています。

海岸における行為の制限2（法第八条の二、三十七条の六）

公共海岸内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- ・海岸保全施設を損傷したり、汚したりすること。
- ・油などの物質により海岸を汚すこと。
- ・海岸内に自動車、船舶等を入れ、又は放置すること。

【参考：海岸法の抜粋】

海岸法
<p>(海岸保全区域の占用)</p> <p>第七条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。</p>
<p>(海岸保全区域における行為の制限)</p> <p>第八条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。 <p>2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>第八条の二 何人も、海岸保全区域（第二号から第四号までにあつては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物（以下「海岸保全施設等」という。）を損傷し、又は汚損すること。二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。
<p>(一般公共海岸区域の占用)</p> <p>第三十七条の四 海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域（水面を除く。）内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p>
<p>(一般公共海岸区域における行為の制限)</p> <p>第三十七条の五 一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 土石を採取すること。二 水面において施設又は工作物を新設し、又は改築すること。三 土地の掘削、盛土、切土その他海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定める行為をすること。
<p>第三十七条の六 何人も、一般公共海岸区域（第二号から第四号までにあつては、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p>

海岸法

- 一 海岸管理者が管理する施設又は工作物を損傷し、又は汚損すること。
 - 二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。
 - 三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。
 - 四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。
- 2 海岸管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。
- 3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によってその効力を生ずる。

一時使用届

各海岸の海岸管理者は、海岸の適切な利用や海岸管理を行うために、上記の行為等の許可以外についても、海岸利用に際して、『一時使用届』の提出を求める取組を行っています。

各海岸によって、地域の利用状況や海岸特性を踏まえた内容となるため、内容は異なりますが、以下のような利用について対象としている例があります。

花火大会、工事の仮設物の設置、イベント、各種訓練、テレビ・映画等の撮影、どんど焼き、ドローン飛行等

海岸一時使用届		注意事項チェック表	
年 月 日		海岸を使用される場合の注意事項 (すべての項目を守ってください。)	
土木事務所長 殿		項目	チェック欄
〒		事故防止の歌氏を図ります。	<input type="checkbox"/>
(届出者) 住所		他の海岸利用者に対し、強制、その他の迷惑行為を行いません。	<input type="checkbox"/>
氏名		現場で使用する機械器具は、他の海岸利用者の迷惑とならない場所に置きます。	<input type="checkbox"/>
TEL		必要に応じて適正数の交通整理員を配置します。	<input type="checkbox"/>
次のとおり海岸を使用したいので届け出ます。なお、使用に際しては、土木事務所からの注意事項を守ります。		自動車、バイク、船舶を海岸区域へ乗り入れません。	<input type="checkbox"/>
1 使用場所		公共施設及び海岸植物等を損傷又は汚損しません。万が一損傷又は汚損した場合には、速やかに土木事務所に連絡し、指示を受けます。	<input type="checkbox"/>
2 使用目的		酒等で海岸を汚損しません。万が一汚損した場合には、速やかに土木事務所に連絡をし、指示を受けます。	<input type="checkbox"/>
3 使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	直火は使用しません(バーベキュー等台上での使用は可能です。)	<input type="checkbox"/>
4 使用人数		騒音で使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけません(夜間22時以降の花火は条例で禁止されている地域があります。)	<input type="checkbox"/>
5 使用責任者	住所 氏名 TEL	撮影の場合はプライバシーに十分配慮し、近隣に迷惑をかけない方法で行います。	<input type="checkbox"/>
6 届付書類(必須)	注意事項チェック表、案内図 *その他必要に応じて図面等を添付してください。	ゴミが発生した場合は、責任を持って持ち帰り、適正に処分します。	<input type="checkbox"/>
7 備考		使用後は必ず原状に回復します。	<input type="checkbox"/>
		万が一、事故等が発生した場合は、使用者の責任で対応します。	<input type="checkbox"/>
		土木事務所の職員から指示がある場合には、その指示に従います。	<input type="checkbox"/>

一時使用届の事例

(出典) 神奈川県 HP 「【海岸】申請様式ダウンロード」より「海岸一時使用届」を一部編集

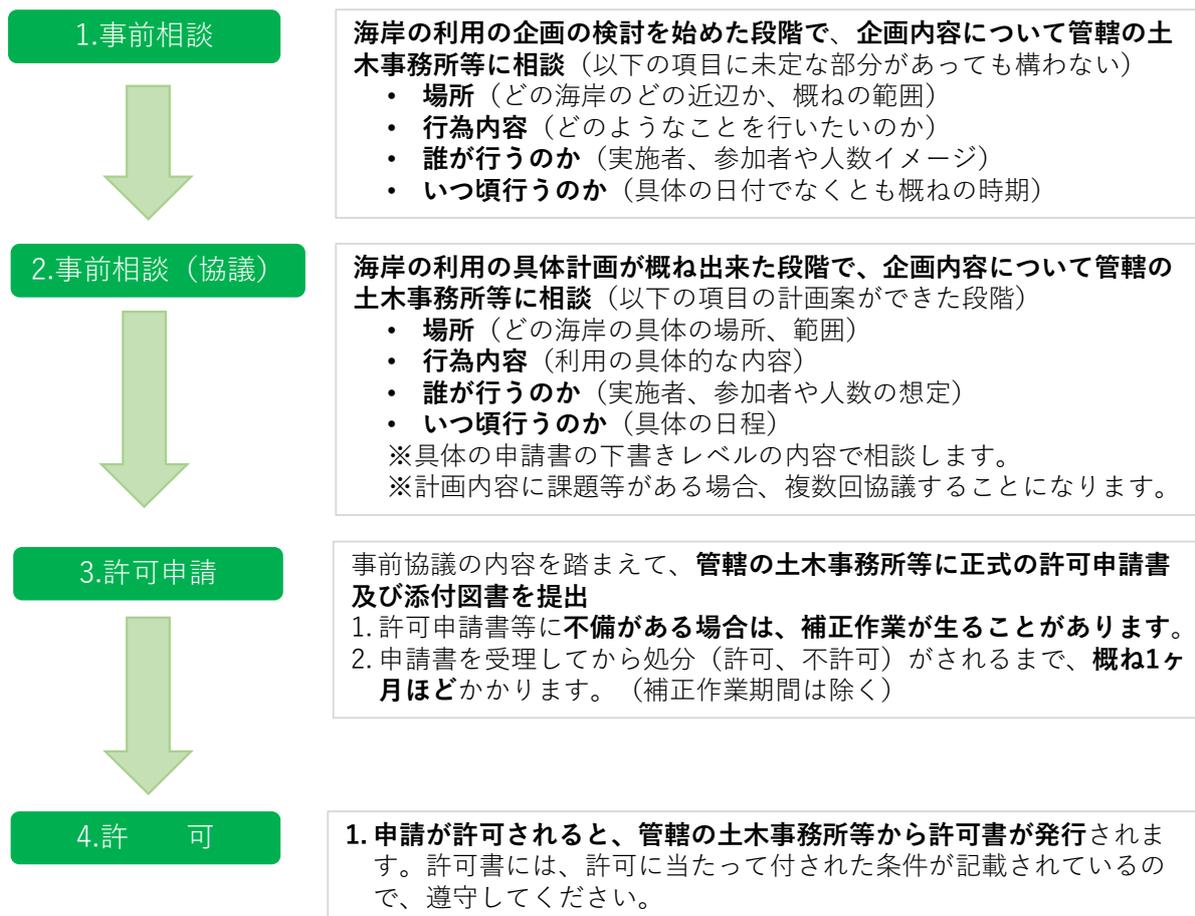
2. 海岸利用に必要な手続きの概要

2.1 海岸占用許可申請等の流れ

「海岸を利用したいが、どこに相談してよいのか分からない」という声をこれまで多く寄せられています。そこで、まずは当該海岸を管理している土木事務所等を探す場合には、都道府県の海岸担当課、市役所、町村役場が相談窓口となることを伝えましょう。

また、海岸利用に際してどのような手続きが必要となるかについても以下の流れを参考に助言することが海岸利用者の理解を促すためには効果的です。

海岸利用の占用許可手続の流れ

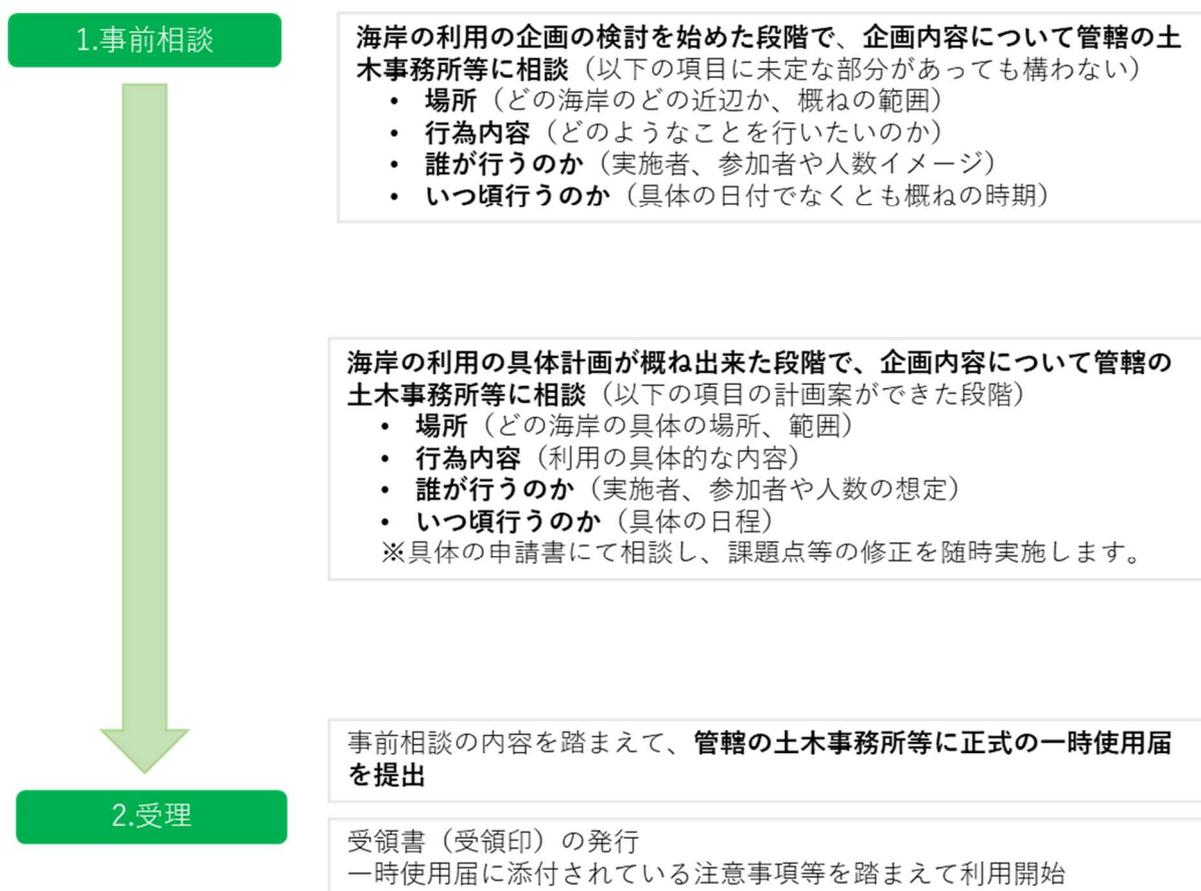


海岸利用に関わる手続きの一般的な流れ

2.2 一時使用届の流れ

海岸利用に関して、一時使用届の申請等を行う場合は、海岸の利用内容が一時使用届の提出で良いか、海岸法の許可行為になるか等の判断が伴うため、まずは土木事務所等へ相談することから始まります。一時使用届の届け出までの一般的な手続きの流れを以下に示します。

海岸利用の一時使用届手続の流れ



一時使用届の届け出に関わる手続きの一般的な流れ